

	健康保険法				厚生年金法				国民年金法	
	事業主	提出先	被保険者	提出先	事業主	船舶所有者	被保険者・受給権者	届出義務者	被保険者・受給権者	届出先
あらかじめ	・代理人の選定・解任届	保険者			・代理人の選定・解任届	---				
直ちに									・年金手帳再交付申請書	社保事務所長等
速やかに	・報酬月額変更届 ・育児休業等を終了した際の報酬月額変更届	保険者 保険者			・報酬月額変更届 ・被保険者氏名・住所変更届 ・育児休業等を終了した際の報酬月額変更届	10日以内 速やかに	・被保険者氏名・住所変更の届出 ・支給停止事由消滅の届出	被保険者 受給権者	・支給停止事由消滅の届出	長官
遅滞なく	・被保険者氏名変更届	保険者	・被保険者証の滅失届 ・老人保険障害認定該当者・非該当者届 ・第三者の行為による傷病届	保険者(事業主経由) 保険者(事業主経由) 保険者	・被保険者種別・区分変更届	10日以内				
5日以内	・被保険者資格取得・喪失届 ・少年院・刑舎施設へ入院等したときの届出 ・被保険者賞与支払届 ・事業主・事業所の氏名・住所変更の届出 ・新規適用届 ・適用事業所全喪届	保険者 保険者 保険者 保険者 保険者	・任継の氏名・住所変更届 ・被扶養者(異動)届 ・資格喪失の際の被保険者証の提出	保険者 保険者(事業主経由) 事業主	・被保険者資格取得・喪失届 ・被保険者種別変更届 ・被保険者区分変更届 ・被保険者賞与支払届 ・事業主(所)の氏名・住所変更届 ・事業主変更届 ・新規適用届 ・適用事業所全喪届	10日以内 10日以内 10日以内 速やかに 5日以内 10日以内 10日以内				
10日以内			・2以上の事業所に使用される場合の選択届	選択しようとする保険者	・高齡任意加入者に保わる同意・撤回の届出	10日以内	・2以上の事業所に使用される場合の所長等の選択届 ・2以上の事業所勤務の届出 ・高齡任加の氏名・住所変更届 ・第4種の氏名・住所変更届 ・共済加入者になったときの第4種資格喪失届 ・死亡届 ・氏名・住所変更届 ・胎児出生届 ・加給年金額対象者の不該当届 ・業務上障害補償(労基法)該当届	被保険者 被保険者 被保険者 被保険者 被保険者 戸籍法の死亡届出義務者 受給権者 老厚年の受給権者 老厚年受給権者、1・2級障害厚年受給権者 障害厚年受給権者		
14日以内									・被保険者資格取得・資格喪失届 ・被保険者氏名・住所変更届 ・被保険者種別変更届・種別確認届 ・死亡届	1号:市町村長 3号:受給権者:長官
20日以内			・任継の資格取得申請書	保険者						
7/10まで	・報酬月額算定基礎届	保険者			・報酬月額算定基礎届	10日以内				
7/31まで									・20歳前障害の受給権者	長官
集文	・事業主は、被保険者の資格取得・喪失、報酬月額、賞与額を保険者に届出なければならない。(標準はつかない)		・保険者は、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、必要な届出・届出をさせ、文書を提出させることができる。		・事業主は、 長官 に届出なければならない。		・被保険者は、 長官 に届け出、または 事業主 に申し出なければならない。 ・受給権者は、 長官 に届け出、書類その他の物件を提出しなければならない。		・第1号被保険者は市町村長に、届け出なければならない。 ・第3号被保険者は長官に届け出なければならない。	
ポイント	・ 大臣または長官 は、事業主に対し、物件の提出・提示を命じ、帳簿書類等を検査させることができる。 ・被保険者証の提出を求められた事業主は、 遅滞なく所長等または組合 に提出しなければならない。 ・事業主は、健康保険に関する書類をその 完結の日より、2年間 保存しなければならない。 ・任継以外の被保険者が転職のため資格喪失したときは、 遅滞なく 保険証を回収し、 所長等または組合 に返納しなければならない。		・2以上の事業所に使用される者で、保険者が異なる場合は、管轄する所長等または組合を選択しなければならない。 ・死亡の場合は、埋葬料の請求の際に、被保険者証を保険者に返納しなければならない。 ・任継は資格喪失したときは、被保険者証を5日以内に保険者に返納しなければならない。	・長官にすべき届出は、その者の管轄の局長・所長に提出することによって行う。 ・第4種に関する長官の権限・事務については、その者の管轄する局長等が行うが、日本に住所がないときは、被保険者資格に関する事務を行った局長等が行う。 ・事業主は、被保険者の遺族から、書類の証明を求められたときは、 速やかに 、証明しなければならない。 ・事業主は、厚年に関する書類をその完結の日より、2年間保存しなければならない。	・ 加給年金額対象者の不該当届については、その事由が、年齢到達による場合は、届出いらない。 ・ 子の障害厚年の受給権が消滅した事由が、年齢到達によるものであれば、届出いらない。 ・受給権者が、払渡金融機関を変更しようとするときは、届書と金融機関証明書を添えて、長官に提出しなければならない。 ・障害厚年の受給権者が、 労基法の障害補償を受けるときは、10日以内 に長官に届出なければならない。 ・長官は、被保険者に関する原簿を備え、省令で定める事項を記録しなければならない。		・市町村長は、第1号被保険者の届出を受理したときは、14日以内に長官に報告しなければならない。 ・第3号被保険者は第2号被保険者の保険者が変わった場合は、長官に「種別確認の届出」をしなければならない。 ・第1号被保険者の変更届は、国民年金手帳を添えて市町村長に提出することで行わなければならない。 ・被保険者の届出規定は、第2号被保険者については適用されない。 ・第2号被保険者を使用する事業主は、健保組合に委託できる。(また、 事業主 に対しての届出=長官に届出とみなされる)			
現況届	<p>● 国民年金法及び厚生年金保険法における「現況届」</p> <p>1. 社会保険庁長官による年金給付の受給権者の確認等 社会保険庁長官は、年金を支払う月(「支払期月」という)の前月において、住民基本台帳法の規定による当該支払期月に支給する年金給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。ただし、当該年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p> <p>2. 本人確認情報の提供を受けることができない年金給付の受給権者に係る届出 社会保険庁長官は、住民基本台帳法の規定による年金給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、自ら署名した届書(自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書)を毎年、社会保険庁長官が指定する日(受給権者の誕生日の属する月の末日)までに提出することを求めることができる。</p> <p>【現況届の提出が必要となる年金受給権者】</p> <p>① 基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)が住基ネットに保存されている基本情報と相違している年金受給権者</p> <p>② 住基ネットに参加していない市区町村に在住の年金受給権者</p> <p>③ 外国籍である年金受給権者</p> <p>④ 海外在住の年金受給権者</p>									